

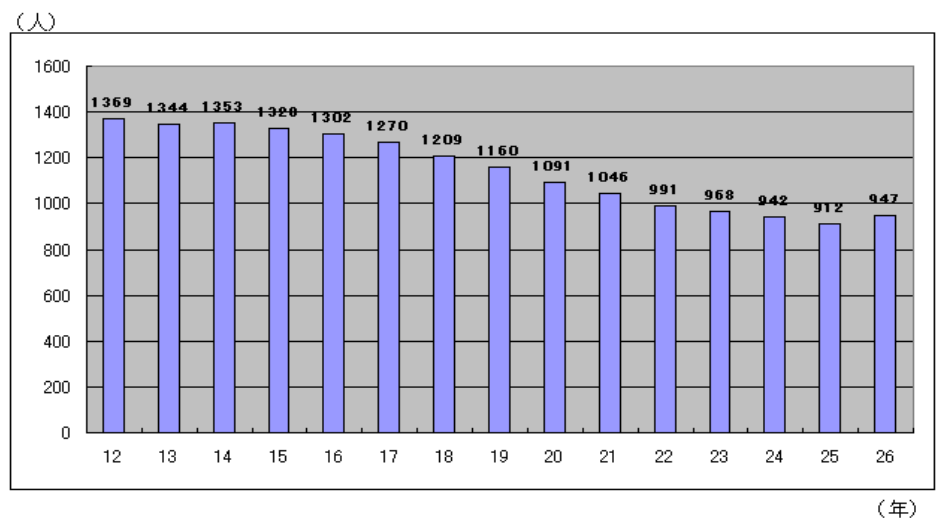
潜在的な保育ニーズの対策について

保育の現状

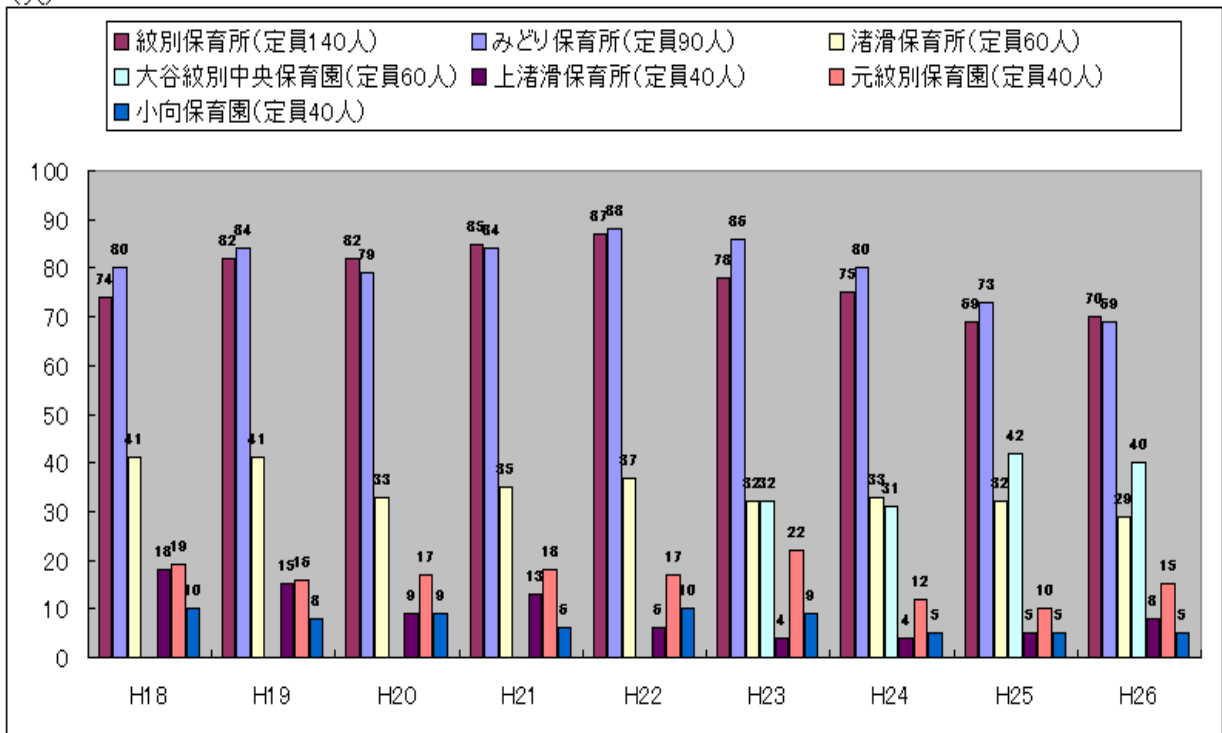
当市における保育所の入所状況については、近年の少子化の影響等による児童数の減少にも関わらず、入所希望者は大きな減少とならず、また、市内の家庭外保育率についても増加傾向にあります。

核家族化や共働き家族の増加などの社会的環境の変化により、保育需要は年々高まってきた状況となっており、特に3歳未満の乳幼児の保育に欠ける需要は益々増加傾向にあり、この傾向は今後も一定期間継続するものと考えられるところです。

年	就学前児童数(人)
12	1369
13	1344
14	1353
15	1328
16	1302
17	1270
18	1209
19	1160
20	1091
21	1046
22	991
23	968
24	942
25	912
26	947



(人)



総数 242人 246人 229人 241人 245人 263人 240人 236人 236人

保育の潜在的なニーズについて

教育・保育（平日日中事業）における「量の見込み＝ニーズ量」によると、3歳以上の保育所のニーズ量は188人に対して実績が162人となっており、ニーズ量の方が多く26人分がさらに必要とされるものの、幼稚園のニーズ量は197人に対して実績が273人となっており、実績の方が大幅に上回っていることから、3歳以上のニーズ量は教育・保育の弾力的な運用などによって現状の体制で対応可能であると考えられます。

一方、3歳未満の保育所のニーズ量について、0歳児のニーズ量は47人に対して実績は12人となっており、1・2歳児のニーズ量は89人に対して実績が65人で、3歳未満のニーズ量は実績よりも多く、59人分がさらに必要と考えられます。

また、市内各認可保育所では定員を下回った入所人員ではありますが、低年齢児童は満所状態で、今後さらに3歳未満の乳幼児のニーズが高まった場合、市内各保育所は職員配置の関係上、現状での保育受け入れは困難な状況であることから、潜在的な待機児童の解消を図るための対策を図る必要があります。

地域型保育事業について（概要）

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、地域の保育需要にきめ細かく対応するため、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

◆家庭的保育

- ・形態：家庭的な雰囲気、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。
- ・利用定員：5人以下
- ・場所：家庭的保育者の居宅等様々なスペース

◆小規模保育

- ・形態：小規模な家庭的保育に近い雰囲気、きめ細やかな保育を実施。
- ・利用定員：6人以上19人以下
- ・場所：多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できる。

※保育所分園やグループ型小規模保育、地方単独事業など、様々な事業形態から移行できる。

◆事業所内保育

- ・形態：主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。
- ・利用定員：様々（数人～数十人）
- ・場所：事業所その他のスペース

◆居宅訪問型保育

- ・形態：住み慣れた居宅で、きめ細やかな保育を実施。
- ・利用定員：1対1が基本
- ・場所：利用する保護者・子どもの居宅

保育量の確保策として

当市の現状を踏まえた3歳未満の保育ニーズの確保のため、3歳未満児に重点を置いた地域型保育事業の導入を図ることにより、児童人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な保育ニーズにきめ細かく対応することが可能となり、さらに、保護者の選択の幅も広がるとともに、入所児童の需要拡大と潜在的な待機児童の軽減に繋げることが期待できます。

このことから、当市の保育量の確保策として、保育所や認定こども園などの一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつも、地域における3歳未満児の保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の導入の取り組みが必要であると考えます。